



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

鼓舞激励 (こぶげきれい)

新型コロナウイルスによる肺炎患者が急速な勢いで増え続けている。中国からの海外旅行者は、日本を含め1年間で約1億5千万人にもものぼるそうだ。日本の総人口を上回る数の中国人が海外に出掛けていることになる。

特にこの春節は、中国国民にとって年に一度の大型連休。訪日客もピークを迎える時期だ。東京オリンピックを間近にひかえ、開催に影響が出ないかが心配だ。オリンピックのメイン会場となる新国立競技場も完成し、開会式を待つばかりとなっている。

シドニー五輪女子マラソン、日本陸上史上女子選手として初の金メダルを獲得した高橋尚子選手は今大会日本人選手のメダルラッシュになるのではと期待を寄せる一人だ。彼女は当時を振り返り、金を獲れたのは小出監督とのマンツーマンによる練習の成果だったと話す。

小出監督は選手を必要以上に褒めることでも知られている。選手の調子が良い時はもちろん、悪い時でも褒めちぎる光景をあるテレビ番組で見たことがある。『いいよおQちゃん(高橋選手の愛称)、今日は調子がいいね』と褒めまくる。調子が悪い時にはもっと褒める。『今日は絶好調だ!! タイムはちょっと伸びないが走り方が完璧だ。こういう走りのはぐーんと伸びるんだよ。今は力をためる時期なんだ。いいよお、その調子だ!!』

五輪の代表選手になった後も『あの子はずっと伸びる子ですよ。必ず近いうちに大記録を出しますよ。だって彼女はすごい選手だもの。なにしろかけっこが三度のメシより好きなんだよ。走るために生まれてきたような子なんだ。』と、マスコミを介して褒めちぎる。

そんな小出監督の鼓舞激励の言葉に彼女は見事金メダルで応えてみせた。

『やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は育たず』と言ったのは連合艦隊司令官山本五十六氏。“叱り上手より褒め上手”“一度叱ったら三回褒めろ”とも言う、やはり人の教育や子育てのコツはミスや失敗を責めるのではなく“褒めること”にあるのかもしれない。

税務カレンダー

2020年2月

- ◆ 固定資産税 第4期 (3月2日まで)

2020年3月

- ◆ 所得税の確定申告 (3月16日まで)
- ◆ 贈与税の確定申告 (3月16日まで)
- ◆ 個人事業者の消費税申告 (3月31日まで)

2020年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日 (21日)
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日 (23日)

※ 確定申告期間中の税務署の休日開庁日は、
2月24日と3月1日です。



税務 TOPIX

7億円の申告洩れ 故 鳩山邦夫氏

東京国税局は2016年67歳の若さで亡くなった鳩山邦夫氏の相続税の申告について、約7億円の申告洩れがあったと発表。同氏の政治団体「新声会」に対する貸付債権や土地の評価違いによるものがほとんど。加算税を含む追徴課税は2億7千万円余りとなるようだ。今回のケースはオーナー経営者にとって無関係とは言えない。つまり自分の会社に貸付けたお金は「社長借入金」として会社の帳簿に記載されているからだ。元気なうちに返済してもらうのがベストだが、会社はまさに生きもの、そう簡単にはいかない。

会社によって解決策はさまざまだが早いうちに手を打つのが基本。鳩山さんの二の舞にならないためにも・・・



1億円かけ、80億円の節税に挑戦 三菱UFJ銀行



三菱UFJ銀行は、紙通帳からデジタル通帳に切り替えた人を対象に、1人あたり1,000円を還元するキャンペーンを1月24日から先着10万名に総額1億円を進呈すると発表。

デジタル通帳だと、最長10年分の明細が無料で画面確認できるだけでなく、営業時間外でも口座情報を知ることができるなどメリットがあるとPR。1億円のプレゼントをしてまで切り替えたいのは、紙通帳に必要な印紙税の負担軽減だ。同行は年間約80億円の印紙税を支払っており、これを無くしたいというのが本音とか・・・

電子申告の義務化 期限迫る！！

今年4月1日以降、資本金1億円以上の企業は税の申告について電子申告が義務付けられている。これまでのように紙による申告は無申告扱いとなるため、対応を急いでいるのが現状だが、あと2ヶ月余りと迫る中、まだ準備が整わず、間に合わない企業も出そうだ。この制度は順次中小企業や個人の確定申告にも波及すると思われるが、今のところ期限は決められていない。ちなみに当事務所では既に100%電子申告、今後も電子申告を積極的に推進する予定だ。



NEWS WAVE

医院開業ノウハウ講座 開催!!

さる1月26日（日）、さいたま新都心のホテルプリランテ武蔵野において、当事務所と医院開業総合コンサルティング1489NETとの共同開催で、『医院開業知識集中講座』を開催。

本セミナーは、開業を真剣に考える若きドクターを対象に、開業ノウハウの伝授・事業収支計画書の作成・診療圏調査・立地診断などなど開業支援を行うセミナー。

セミナー終了後には個別相談会もあり、具体的な医院開業エリアの検討や税務対策の質問も多く、参加者の真剣さが伝わってきた。

当事務所は、開院予定者を支援すべく全面的にバックアップできるよう、これまでの知識と経験をフル活用して、安心安全な地域医療の提供に貢献できればと考えている。



税金 Q&A

自筆証書遺言の法務局保管制度《いよいよ本年7月10日スタート》

民法改正で財産目録などはこれまでの自筆からパソコンによる作成もできるようになったほか、希望すれば法務局に預け置くことも可能に。いよいよ新制度が令和2年7月10日から始まります。

自筆証書遺言書の保管制度が間もなく始まります。ポイントを絞って解説します。



司法書士 塚本晃 先生

新制度のあらまし

申請者	遺言者本人に限定（代理人不可）
申請先	管轄の法務局（登記所） 次の3つの管轄法務局のいずれか ① 住所地 ② 本籍地 ③ 不動産所在地
方法は	① 法務局に本人が自筆証書遺言書を持ち込む ② 法務局指定の様式に記載する ※ 申請書の記入や本人確認書類が必要です。
費用	未定（わずかな印紙代で済むかも…）
生前閲覧	遺言者以外は閲覧請求不可能



死亡後の閲覧請求

証明書の種類	内容	請求者
遺言書情報証明書	・遺言書の画像情報 ・遺言者の氏名、住所、作成日等 ・受遺者の住所、氏名 ・遺言執行人の氏名、住所など	・遺言者本人の関係者に限定 例) 相続人、受遺者、遺言執行人など
遺言書保管事実証明書	遺言書の保管の有無	誰でも請求できる

メリットとデメリット

メリット	デメリット
・家庭裁判所の検認は要らない ・費用が安い ・証人不要・秘密が保てる ・安全、安心（偽造・変造や紛失を防止する）	・所定の書式に従って記入するしかない ・法務局内で遺言内容の相談はできない ・遺言者本人が直接出向いて申請しなければならない

活用のポイント

- ① 作成時に専門家の助言を受けること
- ② 信頼できる関係者に遺言者の保管事実を伝えておくこと
- ③ 公正証書遺言の活用も視野に入れること

自筆証書遺言を作るにあたっては、後々の相続税の負担や残された方の生活費、共有登記か単独登記かなど、さまざまな問題があります。

前もって専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

塚本晃先生 プロフィール

昭和52年蓮田市生まれ 千葉大学卒業
27歳で国家試験に合格し、平成23年に事務所独立開業。
開業時より八咫会計と業務提携。相続・不動産商業登記・民事訴訟と幅広い分野で活躍。
迅速・丁寧な仕事ぶりには定評がある。

塚本司法書士事務所

蓮田市末広一丁目5番1号 TEL 048-797-6702

楽しみを見つけてハリのある毎日を!!

合言葉は「きょういく」と「きょうよう」

イキイキした生活を送るために「きょういく」と「きょうよう」を心がけましょう。

とは言っても、**教育と教養**ではなく「今日行く（ところがある）」「今日用（事がある）」という意味。

スーパーに行く、散歩に行く、習い事に行く、町内会の行事に行くなどを意識的にすることで生活にメリハリが生まれます。



楽しく過ごす秘訣

その1 日々小さな感動を見つける

散歩も小さな旅、いつもと違う道を運動を兼ねて歩いてみるのもおすすめです。「空がきれいだ」「小さな花が咲いている」など感動することも大事です。

その2 なるべく人とふれ合う機会をつくる

大勢の方と関わる活動へ参加しましょう。喜びを共有することでやりがいも増し、よりイキイキとした日々が送れます。

その3 何事もプラス方向へ考える

悲観的に考えると、ストレスホルモンが分泌されて、心身にも負担がかかります。なるべく楽観的に考えるクセをつけましょう。



日々の生活でちょっとした工夫をして、楽しい毎日を送ることが健康長寿のコツです。

事務所よりお知らせ

5%還元 PayPay

キャッシュレス時代に突入。

いまやスマホ決済は当たり前。そんな流れに乗り遅れてはなるまいと、当事務所では **PayPay (ペイペイ)** 支払いが可能となりました。

登録・使い方は とても簡単です。

- お使いのスマホで …
- ① **ペイペイアプリをダウンロードし登録**
 - ② **支払い方法を設定**
 - ③ **口座 又は カードを登録して完了**

業界トップの利用者数を誇り、もちろん利用できる店舗数もダントツでナンバーワン。各種お得なポイント還元キャンペーンが随時行われているためとてもお得です。



※ 通常の顧問料等には使用できません。
また、お使いのカードにより利用上限額が異なります。

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

比較的暖かな冬のスタートでしたが、ここ数日で一気に本来の冬らしい気候となってきました。インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルスの蔓延も心配されますが、外出後の手洗いや、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取など、感染予防に努めましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須